

令和4年 第17回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和4年10月6日(木)

午後1時30分

場 所 ワークファンルーム会議室1・2

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

- (1) 第16回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- (1) 10月行事予定について — 1
(2) 令和4年度全国学力・学習状況調査結果について — 7
(3) 川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員の委嘱を解いたことについて — 当日1

5 協議事項

6 議 事

- 議案第108号 専決処分の承認について(川口市立小・中学校
職員服務規程の一部を改正する規則について) — 8
議案第109号 専決処分の承認について(川口市立高等学校
職員服務規程の一部を改正する規程について) — 14
議案第110号 川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員を
委嘱することについて — 当日2

7 その他

- (1) 第15回川口ツーデーマーチの結果について — 20

8 閉 会

教育長報告（1）

令和4年 10月 行事予定表

日	曜日	教育総務課	生涯学習課	文化推進室	文化財課	中央図書館	日	曜日
1	土			シンポジウム「美術館が街を変える」 (14:00 フレンドシア)			1	土
2	日			第76回川口市文化祭(～11月27日) (12:30 川口総合文化センター・リア他)		システム入替に伴う臨時休館 終了 (中央図書館)	2	日
3	月					システム入替に伴う臨時休館 終了 (各地域図書館・芝園分室・芝北、南鳩ヶ谷文庫)	3	月
4	火			ラッキーワイド 造形の世界2022(～10日) (12:00 アートギャラリー・アトリア)			4	火
5	水			さいたま剪画美術展(～10日) (10:00 アートギャラリー・アトリア)			5	水
6	木	教育委員会定例会 (13:30 ワークファンルーム)					6	木
7	金	第2回埼玉県都市教育長協議会 (9:30 ホテルプリランテ武蔵野)					7	金
8	土		市民大学「文学講座～日本近代文学と科学～」① (14:00 芝園公民館)				8	土
9	日						9	日
10	月	スポーツの日					10	月
11	火			川口市文化芸術審議会 (15:00 中央ふれあい館)			11	火
12	水		市民大学「心臓・血管についての健康講座」① (14:00 前川南公民館)	川口陶芸クラブ作品展(～16日) (12:00 アートギャラリー・アトリア) 貼り絵アート「Loosen up a Little！」(～16日) (10:30 アートギャラリー・アトリア)	歴史教室出前授業 (9:30 鳩ヶ谷小学校)		12	水
13	木	第5回南部教育長会議・教育長協議会 (14:00 県浦和合同庁舎)		緑と文化の創造展(～16日) (10:00 アートギャラリー・アトリア)	歴史教室出前授業 (9:30 鳩ヶ谷小学校)		13	木
14	金				歴史教室出前授業 (9:30 鳩ヶ谷小学校)		14	金
15	土		市民大学「文学講座～日本近代文学と科学～」② (14:00 芝園公民館)				15	土

*新型コロナウイルス感染症の関係で、記載の予定は変更又は中止等になる可能性があります。

日曜日	教育総務課	生涯学習課	文化推進室	文化財課	中央図書館	日曜日
16日		市民大学「芭蕉『おくのほそ道』の真価を考える」① (14:00 幸栄公民館)				16日
17月						17月
18火						18火
19水						19水
20木	教育委員会定例会 (13:30 ワークファンルーム)					20木
21金	川口市市産品フェア2022 (～23日 SKIPシティ)					21金
22土		市民大学「文学講座～日本近代文学と科学～」③ (14:00 芝園公民館)				22土
23日		市民大学「芭蕉『おくのほそ道』の真価を考える」② (14:00 幸栄公民館)				23日
24月						24月
25火					読み聞かせボランティア初級講座 (10:00 前川図書館)	25火
26水	一般会計及び各種特別会計決算審査特別委員会 (環境経済文教常任委員会所管事項)					26水
27木		市民大学「心臓・血管についての健康講座」② (14:00 前川南公民館)				27木
28金						28金
29土		市民大学「文学講座～日本近代文学と科学～」④ (14:00 芝園公民館)	川口市寄贈作品展「川口のアート、再発見。」 (～11月13日) (10:00 アートギャラリー・アトリア)	企画展「江戸表具展」(～11月13日) (9:30 歴史自然資料館) 江戸表具師による赤山洪体験講座(10:30 歴史自然資料館)		29土
30日		市民大学「芭蕉『おくのほそ道』の真価を考える」③ (14:00 幸栄公民館)				30日
31月						31月

*新型コロナウイルス感染症の関係で、記載の予定は変更又は中止等になる可能性があります。

令和4年

10月行事予定表

日	曜日	科学館	スポーツ課	日	曜日
1	土			1	土
2	日			2	日
3	月	講師派遣(大阪府立豊崎小学校)(~4日) SKIPシティA1街区消防訓練		3	月
4	火	さいたま市立大久保小学校(10:00 科学展示室) 川口くれよん保育園 (10:30 科学展示室・プラネタリウム)		4	火
5	水	安行東小学校(9:30 科学展示室・プラネタリウム) 元郷南小学校(13:30 科学展示室・プラネタリウム)		5	水
6	木	本庄市立本庄東小学校(9:30 科学展示室)、太陽観測出張授業(9:40 東領家小学校) 上里町立神保原小学校(14:00 科学展示室) 川口市立高等学校理数科(14:00 天文台・プラネタリウム)		6	木
7	金	幸町小学校(9:30 科学展示室・プラネタリウム)、太陽観測出張授業(9:30 芝富士小学校) 桶川市立朝日小学校(12:30 科学展示室) 里小学校(13:30 科学展示室・プラネタリウム)	教育長表敬訪問(16:00 本庁舎501大会議室) (中学・高校総合体育大会全国、関東優秀校)	7	金
8	土	特別観測会「後の名月～十三夜～」 (18:30 天文台)	第31回川口市スポーツ少年団スーパードッジボール大会 (8:40 芝スポーツセンター)	8	土
9	日			9	日
10	月			10	月
11	火			11	火
12	水	新郷小学校(9:30 科学展示室・プラネタリウム) 越谷市立出羽小学校(9:30 科学展示室) 新郷南小学校(13:30 科学展示室・プラネタリウム)		12	水
13	木	流山市立江戸川台小学校(9:30 科学展示室) 足立区立舎人小学校(12:30 科学展示室) 埼玉県立宮代特別支援学校(13:45 科学展示室・プラネタリウム)		13	木
14	金	青木北小学校(9:30 科学展示室・プラネタリウム) 三芳町立上富小学校(12:30 科学展示室) 戸塚東小学校(13:30 科学展示室・プラネタリウム)		14	金
15	土			15	土

*新型コロナウイルス感染症の関係で、記載の予定は変更又は中止等になる可能性があります。

日	曜日	科学館	スポーツ課	日	曜日
16	日			16	日
17	月			17	月
18	火	葛飾区立高砂小学校(9:30 科学展示室) 結城市立江川南小学校(12:00 科学展示室) 太陽観測出張授業(領家小学校)		18	火
19	水	飯塚小学校(9:30 科学展示室・プラネタリウム) 蕨市立くるみ保育園(9:40 科学展示室) 毛呂山町立泉野小学校(13:00 科学展示室)、舟戸小学校(13:30 科学展示室・プラネタリウム)	令和4年度川口市中学校駅伝競走大会 (8:30 南中学校周辺)	19	水
20	木	アルタキッズ鳩ヶ谷園 (9:30 科学展示室・プラネタリウム) 川越市立川越小学校(13:00 科学展示室)		20	木
21	金	川口市市産品フェア2022 無料公開 科学出張教室(15:00 仲町小学校)		21	金
22	土	川口市市産品フェア2022 無料公開 夜間観測会「木星・土星」(18:00 天文台)		22	土
23	日	川口市市産品フェア2022 無料公開		23	日
24	月			24	月
25	火	休館日(館内整理日) 夜間出張観望会(17:30 榛松中学校)		25	火
26	水	戸塚北小学校(9:30 科学展示室・プラネタリウム) 太陽観測出張授業(10:45 芝樋ノ爪小学校)、加須市立礼羽小学校(11:30 科学展示室) 富士見市立関沢小学校(13:00 科学展示室)、鳩ヶ谷小学校(13:30 科学展示室・プラネタリウム)		26	水
27	木	野田市立二ツ塚小学校(9:30 科学展示室) 新座市立第二保育園(10:30 科学展示室)		27	木
28	金	並木小学校(9:30 科学展示室・プラネタリウム) 前川小学校(13:30 科学展示室・プラネタリウム)		28	金
29	土	科学出張教室(11:00 幸栄公民館)		29	土
30	日			30	日
31	月			31	月

*新型コロナウイルス感染症の関係で、記載の予定は変更又は中止等になる可能性があります。

令和4年

10月

行事予定表

日	曜日	庶務課	学務課	指導課	学校保健課	市立高等学校	日	曜日
1	土						1	土
2	日						2	日
3	月	川口市奨学資金貸付申請受付(～31日) (分庁舎3階庶務課)					3	月
4	火			学校訪問(本町小学校) 学力向上訪問(神根東小学校・神根中学校)	学校給食献立委員会 (新郷・南平学校給食センター調理小学校) (15:30 第二庁舎地階第1会議室)		4	火
5	水			学校訪問(芝樋ノ爪小学校) 学力向上訪問(芝富士小学校・芝西中学校) 適応指導教室チャレンジサイエンス(10:00 教育研究所)	学校給食献立委員会(自校調理小学校) (15:30 第二庁舎地階第1会議室)		5	水
6	木				第3回川口市学校給食運営審議会(10:00 第二庁舎地階第1・2会議室) 学校給食献立委員会(元郷学校給食センター調理中学校) (15:30 元郷学校給食センター会議室)		6	木
7	金				学校給食献立委員会 (元郷学校給食センター調理小学校) (15:30 元郷学校給食センター会議室)		7	金
8	土			中学生学力アップ教室支援員説明会 (9:00 教育研究所)			8	土
9	日						9	日
10	月						10	月
11	火				学校給食献立委員会 (新郷・南平学校給食センター、自校調理中学校) (15:30 第二庁舎地階第1会議室)		11	火
12	水			第2回いじめ対応教員研修会 (15:00 上青木公民館)	川口市就学時健康診断開始 (～12月14日) (各小学校・芝西中学校陽春分校)		12	水
13	木		第5回月例校長連絡会 (10:00 教育研究所)				13	木
14	金		第2回市立学校教頭・副校長会議 (10:00 オンライン)		食に関する指導推進研修会 (15:00 教育研究所)		14	金
15	土		鳩ヶ谷小学校150周年記念式典 (9:30 鳩ヶ谷小学校)				15	土

*新型コロナウイルス感染症の関係で、記載の予定は変更又は中止等になる可能性があります。

日	曜日	庶務課	学務課	指導課	学校保健課	市立高等学校	日	曜日
16	日						16	日
17	月			学校訪問(仲町中学校) 学力向上訪問(柳崎小学校・芝東中学校)			17	月
18	火			日本語指導教室開始日(～11月15日)			18	火
19	水			第2回就学支援委員会専門部会(小学校部会) (10:00 教育研究所)			19	水
20	木						20	木
21	金			川口市部活動の在り方に関する検討委員会 (15:15 第一本庁舎301中会議室)			21	金
22	土		附属中学校生徒募集要項説明会(保護者対象) (9:20 附属中学校)				22	土
23	日					全日制学校説明会 (9:00 市立高等学校)	23	日
24	月			学校訪問(幸並中学校) 学力向上訪問(根岸小学校・北中学校)			24	月
25	火			第2回就学支援委員会専門部会(中学校部会) (13:00 教育研究所)	学校給食食品等選定委員会 (13:30 南平学校給食センター会議室)		25	火
26	水			適応指導教室写生会(10:00 教育研究所)			26	水
27	木			学校訪問(戸塚西中学校) 学力向上訪問(新郷東小学校・榛松中学校)			27	木
28	金			第2回川口市非行防止対策協議会 (15:00 市立高等学校)			28	金
29	土		幸町小学校90周年記念式典 (10:00 幸町小学校)				29	土
30	日						30	日
31	月						31	月

教育長報告（2）

令和4年度全国学力・学習状況調査結果について

表1 小学校平均正答率（%）

学校	調査項目	川口市	埼玉県	全国
小学校	国語	68	67	65.6
	算数	63	64	63.2
	理科	64	65	63.3

表2 中学校平均正答率（%）

学校	調査項目	川口市	埼玉県	全国
中学校	国語	69	70	69.0
	数学	51	52	51.4
	理科	49	49	49.3

表3 全国平均正答率との差（ポイント）

		令和4年度	令和3年度 (理科はH30)
小学校	国語	2.4	1.3
	算数	-0.2	-1.2
	理科	0.7	-0.3
中学校	国語	0	-0.6
	数学	-0.4	-1.2
	理科	-0.3	-1.1

- ・小学校国語、小学校理科は全国平均正答率を上回っている。（表1）
- ・中学校国語は全国平均正答率と同じ結果となった。（表2）
- ・その他の教科は全国平均正答率よりも下回っているが、その差は1ポイント以内となっており、前回調査と比較すると差は小さくなっている。（表3）
- ・下位層の児童生徒の学力の底上げが課題となっている。

議案第108号

専決処分の承認について

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和4年10月6日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和4年9月28日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「始まる日の1月前」の次に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、2週間前）」を、「満了する日の1月前」の次に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあっては、2週間前）」を加え、同条第2項中「第10条第1項」を「第10条第2項」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第17条の4第2項中「1つ」を「1」に改め、同項後段中「条例」を「県条例」に改める。

様式第14号及び様式第15号を次のように改める。

様式第14号 別紙のとおり

様式第15号 別紙のとおり

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

表

育児休業承認請求書		年 月 日
埼玉県教育委員会 様		校名 _____ 職名 _____ 氏名 _____
次のとおり 育児休業の承認を請求します。 育児休業の期間の延長		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日 生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る 3 回目以後の育児休業の承認（既に 2 回の育児休業（育児休業法第 2 条第 1 項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る 3 回目以後の育児休業の承認（既に 2 回の育児休業（育児休業法第 2 条第 1 項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の 1 歳 6 か月までの子若しくは 2 歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入すること。） ----- -----	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

- (注) 1 この請求書（職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、校名、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子、1歳6か月までの子又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあっては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあっては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、（4）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口にはレ印を記入すること。

育児短時間勤務計画書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名
 職 名
 氏 名

職員の育児休業等に関する条例第 11 条第 5 号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、次の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 備考			

- (注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1 及び 2 の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正等に伴い、育児休業の請求期限を緩和する等の必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 子の出生から57日以内において育児休業をしようとする場合における育児休業の請求期限を、当該育児休業をしようとする日の2週間前までとするもの。
- (2) 子の出生から57日以内において育児休業の延長をしようとする場合における延長の請求期限を、現に承認を受けている育児休業が終了する日の2週間前までとするもの。
- (3) その他必要な規定を整備するもの。

3 施行期日

令和4年10月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）

職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）

埼玉県立学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第8号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

議案第108号参考資料-2-

改 正 案	現 行
<p>（育児休業等）</p> <p>第17条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、<u>2週間前</u>）までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあつては、<u>2週間前</u>）までに、様式第14号の請求書により教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>2 職員は、<u>育児休業法第10条第2項</u>の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき又は育児休業法第11条第1項の規定により育児短時間勤務の期間の延長を受けようとするときは、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第13条の規定により様式第14号の2の請求書をもって教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求）</p>	<p>（育児休業等）</p> <p>第17条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前_____までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前_____までに、様式第14号の請求書により教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>2 職員は、<u>育児休業法第10条第1項</u>の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき又は育児休業法第11条第1項の規定により育児短時間勤務の期間の延長を受けようとするときは、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第13条の規定により様式第14号の2の請求書をもって教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>職員は、育児休業条例第3条第4号の規定により再度の育児休業をしようとするときは、あらかじめ様式第15号の計画書を様式第14号の請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>5・6 （略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求）</p>

第17条の4 (略)

2 職員は、県条例第9条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項目及び次項において同じ。）の規定に基づき、時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、様式第17号の請求書により校長に請求しなければならない。この場合において、県条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

3 (略)

第17条の4 (略)

2 職員は、県条例第9条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項目及び次項において同じ。）の規定に基づき、時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1つの期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、様式第17号の請求書により校長に請求しなければならない。この場合において、条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

3 (略)

議案第109号

専決処分の承認について

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和4年10月6日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和4年9月28日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程

川口市立高等学校職員服務規程（昭和41年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「始まる日の1月前」の次に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、2週間前）」を、「満了する日の1月前」の次に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあっては、2週間前）」を加え、同条第2項中「第10条第1項」を「第10条第2項」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第17条の4第2項中「による時間外勤務制限請求書」を「の請求書」に改め、同項後段中「条例」を「県条例」に改める。

様式第14号及び様式第15号を次のように改める。

様式第14号 別紙のとおり

様式第15号 別紙のとおり

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

表

育児休業承認請求書

年 月 日

川口市教育委員会 様

校名 _____
職名 _____
氏名 _____

次のとおり育児休業の承認を請求します。
育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日 生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入すること。） ----- -----	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

- (注) 1 この請求書（職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、校名、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子、1歳6か月までの子又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあっては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあっては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、（4）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口にはレ印を記入すること。

育児短時間勤務計画書

年 月 日

川口市教育委員会 様

校 名 _____
 職 名 _____
 氏 名 _____

職員の育児休業等に関する条例第 11 条第 5 号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、次の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 備考			

- (注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1 及び 2 の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正等に伴い、育児休業の請求期限を緩和する等の必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 子の出生から57日以内において育児休業をしようとする場合における育児休業の請求期限を、当該育児休業をしようとする日の2週間前までとするもの。
- (2) 子の出生から57日以内において育児休業の延長をしようとする場合における延長の請求期限を、現に承認を受けている育児休業が終了する日の2週間前までとするもの。
- (3) その他必要な規定を整備するもの。

3 施行期日

令和4年10月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）

職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）

埼玉県立学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第8号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程案新旧対照表
 ○ 川口市立高等学校職員服務規程（昭和41年教育委員会規程第2号）

（下線の部分は改正部分）

議案第109号参考資料-2-

改 正 案	現 行
<p>（育児休業等）</p> <p>第17条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、<u>2週間前</u>）までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあつては、<u>2週間前</u>）までに、様式第14号の請求書により教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>2 職員は、<u>育児休業法第10条第2項</u>の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき又は育児休業法第11条第1項の規定により育児短時間勤務の期間の延長を受けようとするときは、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第13条の規定により様式第14号の2の請求書をもって教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求）</p>	<p>（育児休業等）</p> <p>第17条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前_____までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前_____までに、様式第14号の請求書により教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>2 職員は、<u>育児休業法第10条第1項</u>の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき又は育児休業法第11条第1項の規定により育児短時間勤務の期間の延長を受けようとするときは、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第13条の規定により様式第14号の2の請求書をもって教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>職員は、育児休業条例第3条第4号の規定により再度の育児休業をしようとするときは、あらかじめ様式第15号の計画書を様式第14号の請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>5・6 （略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求）</p>

第17条の4 (略)

2 職員は、県条例第9条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項目及び次項において同じ。）の規定に基づき、時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、様式第17号の請求書_____により校長に請求しなければならない。この場合において県条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

3 (略)

第17条の4 (略)

2 職員は、県条例第9条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項目及び次項において同じ。）の規定に基づき、時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする1の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、様式第17号による時間外勤務制限請求書により校長に請求しなければならない。この場合において条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

3 (略)

その他（1）

第15回 川口ツアーデーマーチの結果について

第15回集計表

単位(人)

		1日目(9月17日(土))					2日目(9月18日(日))					二日間 合計		
種別	戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート		ボランティア	計	戸塚中台公園スタート			ボランティア		計	
	40km	30km	10km 5km	20km				30km	20km	10km 5km				
参加者	192	35	201	210		138	776	104	102	94		131	431	1,207

※第13、14回川口ツアーデーマーチは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった

*参考 第12回集計表

単位(人)

		1日目(9月21日(土))					2日目(9月22日(日))					二日間 合計		
種別	戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート		ボランティア	計	戸塚中台公園スタート			ボランティア		計	
	40km	30km	10km 5km	20km				30km	20km	10km 5km				
参加者	200	58	336	378		450	1,422	256	273	308		492	1,329	2,751

*参考 第11回集計表

単位(人)

		1日目(9月22日(土))					2日目(9月23日(日・祝))					二日間 合計		
種別	戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート		ボランティア	計	戸塚中台公園スタート			ボランティア		計	
	38km	31km	10km 6km	20km				31km	20km	10km 6km				
参加者	227	102	359	302		586	1,576	314	297	349		462	1,422	2,998

*参考 第10回集計表

単位(人)

		1日目(9月23日(土・祝))					2日目(9月24日(日))					二日間 合計		
種別	戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート		ボランティア	計	戸塚中台公園スタート			ボランティア		計	
	40km	31km	10km 6km	22km				31km	20km	10km 6km				
参加者	207	125	366	351		622	1,671	341	376	411		491	1,619	3,290

*参考 第9回集計表

単位(人)

		1日目(9月24日(土))					2日目(9月25日(日))					二日間 合計		
種別	戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート		ボランティア	計	戸塚中台公園スタート			ボランティア		計	
	37km	29km	10km 6km	20km				31km	20km	10km 6km				
参加者	256	157	317	315		452	1,497	318	324	279		580	1,501	2,998

*参考 第8回集計表

単位(人)

		1日目(9月26日(土))					2日目(9月27日(日))					二日間 合計		
種別	戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート		ボランティア	計	戸塚中台公園スタート			ボランティア		計	
	37km	29km	10km 6km	20km				31km	20km	10km 6km				
参加者	250	169	323	302		500	1,544	329	346	323		426	1,424	2,968

*参考 第7回集計表

単位(人)

		1日目(9月27日(土))					2日目(9月28日(日))					二日間 合計		
種別	戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート		ボランティア	計	戸塚中台公園スタート			ボランティア		計	
	37km	29km	10km 6km	20km				31km	20km	10km 6km				
参加者	273	151	291	300		498	1,513	361	304	289		420	1,374	2,887

*参考 第6回集計表

単位(人)

		1日目(9月28日(土))						2日目(9月29日(日))							
種別		戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート		ボランティア	計	戸塚中台公園スタート				ボランティア	計	二日間合計
		38km	28km	10km 6km	20km			30km	20km	10km 6km					
参加者		240	199	313	284		593	1,629	309	366	339		475	1,489	3,118

*参考 第5回集計表

		1日目(9月22日(土))						2日目(9月23日(日))							
種別		戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート		ボランティア	計	戸塚中台公園スタート				ボランティア	計	二日間合計
		38km	28km	10km	20km	12km		30km	20km	10km					
参加者		272	175	184	294	114	423	1,462	248	252	213		316	1,029	2,491

*参考 第4回集計表

		1日目(9月24日(土))						2日目(9月25日(日))							
種別		戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート		ボランティア	計	戸塚中台公園スタート				ボランティア	計	二日間合計
		38km	28km	10km	20km	12km		30km	20km	10km					
参加者		306	323	266	214	97	518	1,724	361	434	355		434	1,584	3,308

*参考 第3回集計表

		1日目(9月25日(土))						2日目(9月26日(日))							
種別		戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート		ボランティア	計	戸塚中台公園スタート			戸塚安行 駅スタート	ボランティア	計	二日間合計
		35km	25km	10km	17km	12km		30km	20km	10km	8km				
参加者		527	310	330	119	141	433	1,860	564	431	308	99	270	1,672	3,532

*参考 第2回集計表

		1日目(9月26日(土))						2日目(9月27日(日))							
種別		戸塚中台公園スタート			川口西公園スタート		ボランティア	計	戸塚中台公園スタート			戸塚安行 駅スタート	ボランティア	計	二日間合計
		35km	25km	10km	20km	10km		30km	20km	10km	8km				
参加者		503	385	217	141	105	305	1,656	529	378	268	88	236	1,499	3,155

*参考 第1回集計表

		1日目(9月20日(土))						2日目(9月21日(日))							
種別		戸塚中台公園スタート					ボランティア	計	戸塚中台公園スタート			戸塚安行 駅スタート	ボランティア	計	二日間合計
		40km	25km	10km	5km			30km	20km	10km	8km				
参加者		406	556	365	25		235	1,587	510	455	288	73	115	1,441	3,028

川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員の委嘱を解いたことについて

氏名	委嘱年月日	条例第4条該当名	解嘱年月日
田中 雄士	令和3年8月1日	知識経験者	令和4年9月21日

議案第 110 号

川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員を委嘱することについて

川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員に次の者を委嘱するため、川口市立生涯学習プラザ運営審議会条例（平成30年条例第80号）第4条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	現在の公職	条例第4条該当名
長沢 英俊	川口市産業技術・ 技能者顕彰制度審査委員会委員	知識経験者

2 任期

令和4年10月6日から令和5年7月31日まで

令和4年10月6日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平